

各務原市上下水道料金徴収等業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

本要領は、各務原市上下水道料金徴収等業務委託に係る受託事業者の選定において、各務原市プロポーザル方式実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく公募型プロポーザルを実施するため、必要な事項を定めるものとする。

1. 事業概要

(1) 事業名

各務原市上下水道料金徴収等業務委託

(2) 事業概要

各務原市の水道料金及び下水道使用料徴収業務、給水装置工事申請等受付業務を委託する。詳細については、別紙水準書のとおりとする。

(3) 委託業務の期間

委託業務の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とする。なお、契約日から令和7年3月31日までは、委託業務の実施準備期間とする。

(4) 事業費の上限額

853,661,930円（消費税及び地方消費税込み）

2. 参加要件

本件に参加できる者は、本件の募集開始日において、次の各号すべてに該当する者とする。なお、この要領に定める本件の参加手続きを行った者が、次の各号のいずれかに該当しないこととなった場合は、本件の参加を取り消すものとする。

(1) 各務原市競争入札参加資格を有している者。

(2) 各務原市競争入札参加資格停止措置要綱（平成14年9月30日決裁）による指名停止を受けていない者。

(3) 営業に関し法令上の許可、認可、免許等を必要とする場合においては、これを受けている者。

(4) 各務原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年7月23日決裁）に基づく排除措置の対象となっていない者。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者。

3. 提案にあたっての質問及び回答

本件に関する質問及び回答については、次のとおりとする。

(1) 質問方法

本件について質問がある者は、質問事項を質問書（別紙様式1）に記載し、提出するものとする。

(2) 提出方法

提出方法は、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかによる。

(3) 提出先

質問書の提出先は、「12. 本件担当部課」に記載の担当部課（各務原市水道部水道総務課）とする。

(4) 提出期限

令和6年8月5日（月）15時（必着）

(5) 回答

質問に対する回答は、令和6年8月9日（金）に各務原市ウェブサイトに掲載する。

4. 参加表明

本件プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書（別紙様式2）に必要事項を記載し、次のとおり提出するものとする。

(1) 提出方法

参加表明書の提出方法は、持参もしくは郵送とする。郵送の場合は、電話にて到着を確認すること。

(2) 提出先

参加表明書の提出先は、「12. 本件担当部課」に記載の担当部課（各務原市水道部水道総務課）とする。

(3) 提出期限

令和6年8月21日（水）15時（必着）

5. 提案書等の提出

参加表明書を提出した者（以下「提案者」という。）は、提案書等について次のとおり提出するものとする。

(1) 提出物及び要件

提出物は次のとおりとし、提出部数は11部（正本1部（代表者印押印）、副本10部）とする。また、それらにより、次の項目について明らかにすること。用紙はA4版とする。

提出物	明らかにする項目
① 提案書	ア 提案者の概要 ・財務状況 ・認証取得状況一覧（証明できる写しを添付） ・同様の業務の受託実績（契約書の写しを添付） イ 業務実施体制（各責任者及び業務従事者の人数及び実務経験並びに資格についても記載すること） ウ 業務実施計画（委託業務の実施準備、各務原市水道料金センター設置場所やセキュリティ、防災についても具体的に記載すること） エ 受付業務について オ 検針・検算業務について カ 収納業務について キ 精算・開閉栓業務について ク 滞納整理業務について ケ 給水装置工事申請等受付業務について サ 土、日曜日及び祝日を営業しないこととする場合、その詳細について
② 見積書	ア 見積金額 イ 見積内容（内訳、積算等） ウ 土、日曜日及び祝日を営業しないこととする場合、それによる削減額（見積金額は削減後の金額を記載すること）

(2) 提出方法

提出物の提出方法は、持参もしくは郵送とする。

(3) 提出先

提出物の提出先は、「12. 本件担当部課」に記載の担当部課(各務原市水道部水道総務課)とする。

(4) 提出期限

令和6年8月26日(月) 15時(必着)

6. 提案採用者の選定

提案採用者の選定は、提出物と提案説明により、要綱に基づく評価委員会(以下「評価委員会」という。)が評価し選定する。

(1) 提案説明(プレゼンテーション)

提案採用者の選定にあたり、提案者による提案説明(プレゼンテーション)を次のとおり実施する。

① 日 程 令和6年9月5日(木) 【予定】

(提案件数によっては、9月6日(金)を予備日とする。)

② 場 所 各務原市水道事業庁舎3階大会議室(各務原市三井東町4丁目32番地)

③ 実施時間 説明30分 質疑応答30分

④ 説明方法

・説明は、自由形式とする。

・説明には、電子機器を使用することができる。ただし、必要な機器(パソコン、プロジェクター、電源コード等)は、提案者が用意することとする。

⑤ その他

・実施日時の詳細は別途通知する。

・事前に、提案説明の場所を下見することができる。下見を希望する提案者は、参加表明書提出の際に合わせて申し出ること。なお、下見の時間は30分とし、下見の日時は、希望者と担当部課で調整することとする。

・提案説明には、評価委員会の委員のほか、委託業務と関係のある市職員の参加を予定している。

(2) 評価基準

評価基準は、別紙「各務原市上下水道料金徴収等業務委託公募型プロポーザル評価基準」のとおりとする。

(3) 選定

評価委員会の委員が評価基準の項目ごとに点数を付し、すべての委員の点数の合計が最も高い提案者を提案採用者の候補として選定する。なお、すべての委員の点数の合計が、すべての委員の配点合計の100分の60の点数に満たない提案者は、選外とする。

7. 提案採用者の決定

提案採用者の候補に選定された者は、各務原市指名業者審査委員会で審査し、提案採用者として決定する。なお、決定後、提案採用者及び提案採用者とならなかった者に、その旨を通知する。

8. 契約事項

(1) 契約については、提案採用者と提案書に基づき仕様の内容を協議した上で、地方公営企業法施行令21条の13第1項第2号に定める随意契約において契約を締結する。ただし、事業費については、「1. 事業概要 (4)」で示した額を上限とする。

- (2) 契約は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約とし、当該契約に係る市の予算が減額または削減されたときは、契約を変更または解除できるものとする。
- (3) 「9. 資格喪失」に該当する場合で、提案採用者との契約締結が不可能となった場合は、次点の提案者との協議を行うことがある。
- (4) 契約の履行に関しては、各務原市契約約款及び水準書等に基づき、日本国の法令を遵守しなければならない。
- (5) 委託料の支払いは令和7年4月分から開始し、令和12年3月分までの分割60回均等払いとする。

## 9. 資格喪失

提案採用者が次の事項に該当した場合は、提案採用者としての資格を失うこととする。

- (1) 提案書その他提出物に虚偽の記載があったとき。
- (2) 本要領で定める参加要件をみたさないこととなったとき。
- (3) 「8. 契約事項 (1)」で行う協議が整わなかったとき。

## 10. 日程 (予定)

募集開始	令和6年7月22日 (月) から
質問書提出期限	令和6年8月 5日 (月) 15時まで
質問に対する回答	令和6年8月 9日 (金)
参加表明書提出期限	令和6年8月21日 (水) 15時まで
提案書提出期限	令和6年8月26日 (月) 15時まで
プレゼンテーション	令和6年9月 5日 (木) (予備日9月6日 (金))
選定結果通知	令和6年9月中旬 (予定)
契約	令和6年10月上旬 (予定)

## 11. その他

- (1) 提出物については、提出後の内容変更は認めない。また、提案採用者以外の提案書は、当該提案者に返却する。
- (2) 本件必要書類の作成及び提出、提案説明に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者が一者のみの場合でも、提案者の選定を行うこととする。
- (4) 質問書、参加表明書、提出物は、各務原市水道事業庁舎の開庁時間にのみ受付ける。
- (5) 提出された書類は、各務原市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく情報公開請求があったときは、原則として公開する。ただし、同条例第6条第1項各号に規定する非公開事由に該当する部分があると市が認めたときは、該当部分を非公開とすることがある。

## 12. 本件担当部課

本件の担当部課は、各務原市水道部水道総務課とする。

(連絡先)

各務原市水道部水道総務課

住 所：504-0914 各務原市三井東町4丁目32番地 水道事業庁舎1階

電話 番号：058-383-7111

FAX 番号：058-371-3140

電子メール：s-somu@city.kakamigahara.gifu.jp